

豊能町監査委員告示第1号

令和2年度定期監査結果に係る措置状況について、町長、町議会議長及び教育長から報告がありましたので、地方自治法第199条第14項及び豊能町監査基準第17条第1項の規定により措置状況の結果を次のとおり公表します。

令和3年3月26日

豊能町監査委員 長浜 裕一
同 針原 祥次

豊能総第421号
令和3年3月19日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町長 塩川 恒敏
(公印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

令和2年12月25日付け豊能監第19号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

①令和2年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

| 所属 | 監査委員の指摘事項(所属個別) | 各所属の措置状況 |
|------|--|---|
| 吉川支所 | 住民票をはじめ証明書等の申請は、住民の利便性向上を図るため広く住民目線で、来所しなくとも自宅等から申請できるようにICTを活用したオンライン申請業務を検討されたい。 | <p>令和3年度から吉川支所・住民人権課・税務課の窓口において、証明書発行にかかる手数料のキャッシュレス納付(カード決済・QRコード読取)を試行的に実施します。</p> <p>また現在、本町においては、マイナンバーカードの交付率が31.17%、大阪府内第4位(R3.1.31)の高い水準にあるものの、コンビニ交付を実施できていないことから、高い交付率に見合うだけのメリットを住民が享受できるようにインターネット申請などを含め総合的、組織横断的に検討を進めます。</p> <p>検討した内容で、実施できると判断されるものについては、令和4年度当初予算から反映できるよう検討を進めます。</p> |

①令和2年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

| 所属 | 監査委員の指摘事項(所属個別) | 各所属の措置状況 |
|-------|--|--|
| 秘書人事課 | 職員給与について、国から示されている給与改定の留意事項を踏まえて、適切に改定されたい。また、大阪府人事委員会における調査結果も踏まえて適切に改定されたい。 | 給与決定におきましては、給与水準の適正化を図るため、人事院勧告を踏まえた措置を講じることが地方公務員法の趣旨に適った合理的な方法であると考えます。 本町と大阪府では給料表の構造が大きく異なるため、大阪府人事委員会における民間給与実態調査結果等をもとにした公民較差をそのまま反映させることはできませんが、府内の情勢を反映した大阪府人事委員会勧告は本町の給与改定にあたって参考としています。 |
| | 職員の給与・定員管理状況の公表について、H29年度以降が公表されていないので、早急に整備されたい。 | 令和3年2月中に公表しました。 |
| | 町長等の損害賠償責任の免責条例の整備について、条例制定に向けて検討されたい。 | 令和3年3月議会に上程し、可決されました。 |
| | 職員厚生会補助事業について、公費負担している事業の必要性や福利厚生団体に対して支払われている委託料の積算根拠など、補助事業の全体の見直しを検討されたい。 | 町が補助金を支出している事業については、その割合が概ね5割補助であります。他市町村の状況を調査し、令和3年度開催の理事会等に調査結果を示し補助割合の妥当性について検討すると同時に、福利厚生団体との契約内容等についても検討していきます。 |
| | 職員研修について、管理職を対象としたハラスメント研修を積極的に検討されたい。また、会計事務、決算事務などの出納管理業務の専門的な研修を実施されたい。 | 研修については、年度当初に予算の範囲内で、優先順位の高いメニューを検討し、研修計画を策定しているところですので、研修計画策定時に検討していきます。 |
| | 法律相談について、他の相談業務と連携し、総合的な相談窓口を開設できないか検討されたい。 | 法律相談は、法律的な事柄について弁護士が応じる相談業務であり、総合的な相談窓口を設置した場合は、相談員の職種によっては対応が不可能となる場合があります。令和3年度中に他市町村の事例を収集し、事業の在り方を検討します。 |
| 行財政課 | 全庁的なペーパーレス化に向けた取り組みを進めるため、現状の紙類の使用量を把握するとともに、目標値を設定され削減する方針を検討されたい。 また、ペーパーレス化に向けた取り組みについては、両面コピーの活用等だけでなく、例えば、議会等への紙媒体の説明資料は、タブレット端末を活用するなど業務改善も含めて検討されたい。 | 紙類の使用状況については、コピー代の使用経費から現在の使用量を把握する等により、目標を設定します。 ペーパーレス化については、現在、部長会において、試行的に現有のパソコンを持ち込み、ペーパーレスで実施していますが、LAN回線が会議室に配備されていない等の問題点があります。 今後、各方面と協議の上、どの程度のペーパーレス化が可能か検討していきます。 |
| | 財務諸表については、町財政の骨格となる重要な決算書類であるが、平成28年度以降ホームページに公表されていないので、委託化してでも早急に整備されたい。 | 現在、新地方公会計制度に基づき、平成28年度、平成29年度の財務書類を公開しています。令和2年度に会計ソフトの更新を行い、新ソフトに対応中です。令和3年度においては、新ソフトにより直営で作成する予定ですが、今後の進捗状況により作成の委託についても費用対効果を検証していきます。 |

①令和2年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

| 所属 | 監査委員の指摘事項(所属個別) | 各所属の措置状況 |
|-------------|---|---|
| 保険課 (国保) | 府内7市町の国民健康保険に関する国、府への交付金を申請する際、特定の層を二重計上していたことが原因で過大受給していた報道があったが、念のため検証されたい。 | 交付金等の申請にあたっては、根拠書類を添付し複数の職員によるダブルチェック、また前回分(前年度分や前月分など)との比較検証をし、随時前回分も含め確認を行っており、現在のところ申請誤り等は発生しておりません。 |
| 税務課 | 毎年の税制改正システム改修については、職員が改正法令とシステム上とに齟齬がないかを確認するとともに、個別に入力する場合は、日頃から誤入力等が無いようダブルチェックを徹底されたい。 | 税制改正等によるシステム改修があった場合は、該当事例を抽出し、正しく税額計算されているかチェックを行っています。また、個別に手入力する際は必ず複数の職員でダブルチェックを行い、入力誤りが無いか確認しています。 |
| | 他の地方公共団体のリスク事案として、新築時に特例措置が適用される「小規模住宅用地」とすべきところを課税特例のない住宅用地以外の土地として誤って認定し、35年にわたって固定資産税を過大徴収した事例があったので、念のため検証されたい。 | 新興住宅地(ときわ台、東ときわ台、光風台、新光風台、希望ヶ丘)については、毎年12月の全戸調査により、旧村についても定期的・継続的に調査を行い、小規模住宅用地か非住宅用地かについて、誤りや変更がないか確認を行っております。調査の結果、賦課誤りが判明した場合は、その都度速やかに修正を行っております。 |
| 住民人権課 | 総合相談事業では、相談実績の件数が少ないので町全体で統合するなど事業手法を再度検討されたい。 | 総合相談事業については、生活人権相談(住民人権課)、教育相談(義務教育課)、障害者雇用相談(農林商工課)を大阪府の補助事業として実施しています。 今後は補助制度との整合と相談窓口の確保の両立を図りつつ、町全体で統合する手法なども含め、検討します。 |
| | 住民票をはじめ証明書等の申請は、住民の利便性向上を図るため広く住民目線で、来所しなくとも自宅等から申請できるようにICTを活用したオンライン申請業務を検討されたい。 | 令和3年度から吉川支所・住民人権課・税務課の窓口において、証明書発行にかかる手数料のキャッシュレス納付(カード決済・QRコード読取)を試行的に実施します。 また現在、本町においては、マイナンバーカードの交付率が31.17%、大阪府内第4位(R3.1.31)の高い水準にあるものの、コンビニ交付を実施できていないことから、高い交付率に見合うだけのメリットを住民が享受できるようインターネット申請などを含め総合的、組織横断的に検討を進めます。 検討した内容で、実施できると判断されるものについては、令和4年度当初予算から反映できるよう検討を進めます。 |

①令和2年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

| 所属 | 監査委員の指摘事項(所属個別) | 各所属の措置状況 |
|-----|--|---|
| 環境課 | <p>第2次豊能町ごみ処理基本計画に基づく、平成29年度から令和元年度までの3か年の減量及び資源化の状況については、減量目標及び資源化目標いずれも目標値に達成していないので、引き続き、住民・事業者に対して周知、啓発されたい。</p> | <p>広報誌・環境特集号・ホームページなどによるゴミの分別や減量情報の発信・学校等での環境教育の支援・事業所に対する適正処理の協力依頼等の周知啓発を引き続き行う。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・環境特集号・ホームページを活用して水切り方法の周知徹底 ・環境学習及び井戸端会議等の実施 ・収集時の現地指導の徹底 <p>今後については高齢者への新たな分別方法について検討する。</p> |
| 建設課 | <p>町の主要国道である423号は災害時における広域緊急交通路(一般道路)の重要路線として指定されているが、町内金石橋から箕面市中止々呂美地区間については、急カーブも多く幅員が狭いため災害時に機能しないことが危惧される。また、日常の生活道路としても住民の安心・安全の観点からも、全面的な拡幅が必要である。このため、箕面市等とも協議の上、国、大阪府に対しても積極的に働きかけ、道路整備を図られたい。</p> | <p>大阪府は、令和3年(2021年)度から令和12年(2030年)度までの10年間の「大阪府都市整備中期計画」を今年度末までに策定していく予定です。しかし、大阪府が重点的にインフラ強化を検討している骨格道路(大阪府がこの10年間、重点的に道路ネットワークを整備強化していく路線)の中に、国道423号(新御堂～亀岡間)は含まれておらず、現在の案では、国道423号は新御堂筋のみ強化していくことを検討しています。このため、本町は、大阪府に対し、国道423号以外も含め、以下の点について申し出をしております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①広域緊急交通路の国道423号については、新御堂筋から亀岡市までの間も含めて大阪府の「骨格道路」として整備してもらいたい。 ②国道477号については、豊能町の町道(光風台地区;幅員12m)と川西市の市道(大和東地区;幅員12m)とを結ぶ区間(延長290m)を国道477号のバイパス道路として整備する検討をお願いしたい。 ③その他(河川整備など) |
| | <p>里道・水路の法定外公共物の管理については、平成17年4月に地方分権一括法により権限移譲され、町単費の補助金を制度化されているが、財源も含めて大阪府と協議の上、対応されたい。</p> | <p>国に対しては「法定外公共物に特化した補助金制度の創設」、大阪府に対しては「府補助金の創設等」について要望していきたい。</p> |

①令和2年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

| 所属 | 監査委員の指摘事項(所属個別) | 各所属の措置状況 |
|-------|--|--|
| 都市計画課 | <p>下水道事業の公営企業会計の適用については、これまで総務大臣から通知されている。人口3万人未満の地方公共団体の移行義務はないものの、国の財政的支援の適用は令和6年度の予算・決算から移行していることが条件として示されている。</p> <p>住民目線からすれば、公営企業会計を適用する必要性をはじめ適用した場合のメリット、デメリットを分かりやすく示され、最終的には下水道使用料がどのように推移するか、どのような影響があるのか、今後のスケジュールを含めて示されたい。</p> | <p>【公営企業法適用の必要性】 下水道施設の老朽化は顕著で、近年の人口減少による使用料収入の減少など厳しい経営が迫られる中、将来にわたって持続可能なサービスの提供を確保するため「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要であることから、地方公営企業法の適用が求められています。</p> <p>【メリット】 同法を適用することにより、精緻な財務諸表の作成が可能となり、経営状況・財政状況がよりの確に把握でき、適切な減価償却費を算定できるようになることから、施設の更新時期や投資の合理的な推計を行えるようになります。更に、処理原価の適正な把握により、今後の使用料見直しの際に適正な使用料の設定が可能となります。</p> <p>【デメリット】 一方で、会計処理が複雑化することにより、担当職員の熟練度が要求され事務量が增大することから、経費の増大要因となるとともに、経営状況等によっては投資的事業・非採算的事業を抑制せざるを得なくなる可能性があります。</p> <p>【下水道使用料への影響】 経営成績、財政状態を的確に把握することで、料金で回収すべきコスト水準の把握、投資的経費を踏まえた適正料金の算定が可能となり、適切な時期に適正な使用料に見直すことが出来るようになります。</p> <p>【今後のスケジュール】 現在総務省より令和5年度までの法適用に向けたロードマップが示されており、令和6年度以降は法適用が社会資本整備総合交付金の交付要件の一つとなっていることから、本町においても令和6年度からの法適用に向け、令和3年度より3ヵ年(予算額57,244千円)で移行支援業務を発注します。</p> |

②令和2年度定期監査結果に基づく町の措置状況【総括・共通事項】について(報告)

| 監査委員の指摘事項(統括・共通事項) | 町の措置状況 |
|--|--|
| <p>1. 行政手続きのオンライン化の推進</p> <p>現状の多くの行政手続きは、町民が窓口での手続きが必要となるため、役場本庁や吉川支所まで出向き移動の負担がかかっている。住民サービスの利便性を高めるためには、行政手続きをオンライン化することにより窓口に出向くことなくスマートフォン等の携帯端末を活用することにより、“いつでもどこにいても”電子申請ができる仕組みづくりについてスピード感をもって取り組まれない。</p> <p>先進的に取り組んでいる四條畷市では、発案した職員が「市民の方にわざわざ役所まで来ていただくのは申し訳ない」という住民目線から、全国初となる住民票のインターネットオンライン申請を既に実施しており、さらに本年4月からはマイナンバーカードを電子上で本人確認を行うことにより、カードの普及促進や、職員の窓口業務の負担軽減にもつながり、少ない職員数で効率的に業務を推進している。</p> <p>住民票のインターネットオンライン申請は、ICT(注1)を活用した行政サービスの一事例であるが、各種窓口申請や各課の申請受付業務や予約手続業務なども同様にオンライン申請が可能となるため、先進的な事例を参照し全庁的に検討されたい。</p> <p>(注1)ICT 「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略称 通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットなどの通信技術を利用したサービスや産業などの総称</p> | <p>行政手続きのオンライン化については、昨年12月に策定された総務省の自治体DX推進計画において自治体が取組むべき重点取組事項になっており、本町においても今後推進していくべき事項の一つととらえています。本町では、実際にどのような業務をオンライン化できるかを掘り起こしたうえで、可能なものから導入を検討していきたいと考えています。そして、住民サービスの利便性や財政面を考慮し、導入の優先順位をつけて、実行に移していきたいと考えています。</p> |
| <p>2. ICT活用による業務改革の推進</p> <p>本町の人口は、30年後の2050年には、1万人を下回ると推測されているが、職員数も減少傾向にある中で、多くの職員は窓口業務をはじめ行政各分野の各種報告業務や問い合わせ業務等の定型的業務に多くの時間を要しているものと推察される。高齢化率が高い本町においては、保健、福祉分野をはじめとする各分野の行政ニーズの増加や多様化により職員の業務量も増大し、抜本的な業務改革もなくこのまま推移すれば職員の負担感は増し、疲弊する職員も多くなるのではと危惧される。</p> <p>先進的に取り組んでいる寝屋川市では、市民はスマートフォン等の携帯端末を活用して、防災・防犯、子育て、健康、教育、イベントなど様々な情報を統合型アプリ「もっと寝屋川」から情報を取得でき、災害時には市民から危険個所の通報機能やアンケート機能を兼ね備えた双方向性型で、また、一時預かりの保育の予約など予約機能を実装した実用性の高いアプリでもある。</p> <p>各種行政サービスが、アプリ一つに集約して利便性の高い行政サービスと業務改革を推進した事例として注目すべきであるが、アプリはあくまで手段であって、その最終目的は、住民サービスの利便性向上はもとより市役所の業務改革の推進にある。ICT活用により、住民満足度は向上し、職員の負担感も少なくなることが期待できるものである。</p> | <p>ICT活用についても、行政手続きのオンライン化と同様、住民サービスの利便性向上が期待できるほか、業務の効率化を図ることができるため、多種あるツールの中から本町の業務に適するツールを検討し、財政面を考慮したうえで導入を考えたいと思います。</p> |

②令和2年度定期監査結果に基づく町の措置状況【総括・共通事項】について(報告)

| 監査委員の指摘事項(統括・共通事項) | 町の措置状況 |
|---|--|
| <p>3. 役場の業務改革(BPR)(注2)の推進</p> <p>このような先進事例の取り組みを進める背景としては、近い将来の人口減少社会を見据えて、財源不足、職員不足など行政運営の危機感から先端技術の活用により住民の利便性の向上はもとより、職員数も減少する中で、内部管理業務も含めた業務改革を図ろうしているところにある。</p> <p>(注2) BPR「Business Process Re-engineering、(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)」の略称 業務フロー等の抜本的な見直しによる業務改革の総称</p> <p>業務改革(BPR)とは、単なる業務の効率化を目指す業務改善とは違い、抜本的に業務プロセスから見直すもので、行政においては住民サービスの利便性向上や業務改革を達成するために、現状を否定した観点から業務や組織体制そのものを変革し、新しい価値や付加価値を求めるものである。</p> <p>役場においては、シートの指定管理(アウトソーシング)のように既実践しているものもあるが、まずは、全ての個別業務のプロセスにおいて次のような観点(例示)から業務プロセスそのものを見直すことが重要である。</p> <p>① 定型業務で多大な労力、時間を要していないか。アウトソーシングや委託化ができないか。 ② 同様の業務で、縦割りで生じている無駄な業務はないか。一つにまとめられないか。 ③ 意思決定の関与者が多く、意思決定に多大な時間を要していないか。組織のスリム化が必要ではないか。 ④ 民間でできるものは可能な限り民間に任す意識はあるか。担当職員が担当業務を抱え込んでいないか。ダブルチェックはできているか。</p> <p>など以上のような、共通した観点から見直した結果、軽減されたマンパワーを行政ニーズの多い部署、業務量の多い部署へシフトするなど柔軟性がある人事配置も可能となる効果がある。</p> <p>業務改革(BPR)を進めるにあたっては、今まで慣れ親しんできた業務の進め方や現状業務を否定することから始まるので、抵抗感もあろうかと思われるが、先進事例の市では業務改革(BPR)が進められた結果、住民票のインターネットオンライン申請をはじめICTを活用して住民の利便性の向上及び行政各分野で効率的な業務が進められている。</p> <p>また、ICT活用に対しては、短期的な投資対効果論をはじめ財源不足、IT人材不足などの課題もあるかと思われるが、近い将来の危機感を踏まえて、町組織全体で若者世代、子育て世代を呼び込むための施策を展開(縦割りから横割り連携強化)され「豊能町は緑も多く、空気も美味しく、子育てもしやすく、行政サービスも便利で住みやすい」と世間から高評価されるように、先端技術の活用に対して積極的に予算配分され、スピード感をもって抜本的な業務改革(BPR)を進められたい。</p> | <p>役場の業務改革(BPR)については、既に国民健康保険の賦課決定通知や保険証などの作成・封入についてアウトソーシングで実施済みのものもあります。他の業務でも定型的業務で、多大な時間と労力を費やしているものについては、民間への業務委託、AI、RPAの活用などの業務改革を費用対効果も含めて検討していきます。</p> |
| <p>4. 魅力あふれる豊能町を目指して</p> <p>本町の魅力は何と言っても、自然環境の豊かさであり、子育てしやすい環境にもある。地域住民間の交流施策や女性活躍施策、定住施策などソフト事業も充実してきており、自然環境の魅力を発信し続けながら、国道423号線の道路整備などハード事業にも積極的に取り組まれ、住民の地域間交流や来訪者が安心して安全に訪れることができるような魅力あるまちづくり目指していただきたい。</p> <p>国道423号線の箕面市との境界付近には、残念なことに自然環境豊かな町のイメージを損なうような資材置き場のフェンスが張り巡らされている。景観上の問題としての周辺環境と調和するように所有者を適切に指導されたい。また、高山口バス停から少し北にある「ようこそ豊能町」の案内看板は、車からもよく目に触れるように、さらに高山地区にふさわしく「高山右近生誕の地 豊能町へようこそ」と位置と内容を検討されたい。</p> <p>また、公共施設の整備については、本庁舎、学校、文化施設など耐用年数を経過した老朽化施設もあり、各施設の状況に応じて施設の在り方や整備手法が検討されていると思われるが、将来の人口規模に応じた適正な規模、さらには、ライフサイクルコストを踏まえた民間資金を活用した整備手法などについても、専門家を交えて検討を進められたい。</p> <p>魅力あふれる豊能町を目指すためには、財政状況は大変厳しい状況にはあるが、最小の経費で最大の効果が挙がるように、住民、事業者の皆さんのご協力をいただきながら、「豊能町が豊能町として在り続けるため」に、議会と行政が住民目線で真摯な議論を続けられ、車の両輪のごとく進まれるよう引き続きご尽力を賜りたい。</p> | <p>「ようこそ豊能町へ」、「自然と歴史が息づく心のふるさと」と案内表示のある現在の看板は、町観光協会が設置したものです。位置・内容については、今後、町観光協会と相談したいと考えています。</p> <p>公共施設の整備については、本年2月に職員による公共施設再編検討プロジェクトチームを立ち上げ、来年度には公共施設再編検討委員会による施設再編に向けた本格的な議論を開始します。本委員会では、学識経験者を交え、将来人口における適正な施設数、規模等各施設のあり方について議論してまいります。また、廃止する施設等の跡地利用につきましては、同委員会からの答申を踏まえ、民間活力の活用も視野に入れつつ、最適な利用方法について検討していきます。</p> |

豊能議第143号
令和3年3月19日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町議会議長 永谷 幸弘
(議長印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和2年12月25日付け豊能監第19号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

①令和2年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

| 所属 | 監査委員の指摘事項(所属個別) | 各所属の措置状況 |
|-------|--|---|
| 議会事務局 | <p>議会の議事状況を住民に広報するため、現在、本会議はインターネット中継されているが、デジタル化時代において、特に、コロナ禍においては、委員会においてもインターネットで視聴できる環境整備を図り、広く住民目線で住民の利便性にも配慮されるよう検討されたい。</p> <p>会議録においても、本会議はホームページ上で公開されているが、委員会の会議録は全面的に公開されておらず、議案の審議について、どのような議論がなされているか詳細は不明である。議会運営及び町政運営に対する住民の理解促進を図れるように、広く住民目線でさらなる情報公開を検討されたい。</p> | <p>議会の傍聴については、豊能町議会基本条例において「議会の活動に関する情報公開に努めるとともに、町民に対する説明責任を果たさなければならない」、「本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則として公開する」ことを規定しています。</p> <p>しかしながら、常任委員会等のインターネット中継には本会議とは異なり、放映する環境整備もさることながら、解決すべき課題があることから、常任委員会等については、現在のところインターネット中継は困難であると判断しています。</p> <p>委員会の会議録については、閲覧請求にて紙の会議録を公開してきたところですが、今般、令和3年1月以降に開催される委員会について、同年4月以降に、順次完成した会議録からホームページ上で公開することを決定しています。</p> |

豊能教総第828号

令和3年3月19日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町教育委員会教育長 森田 雅彦
(公印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和2年12月25日付け豊能監第19号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

①令和2年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

| 所属 | 監査委員の指摘事項(所属個別) | 各所属の措置状況 |
|-------|---|---|
| 教育総務課 | 教職員の人事については、定期的に人事異動を行うなどして、新陳代謝を図られるよう努力されたい。 | 令和3年2月に豊能町立小・中学校教職員人事取扱要領を定めました。教職員の人事については、学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、要領に基づき原則、以下の基準により、同一校における長期滞留者の異動を積極的に推進します。 ① 新規採用者 4年以上、最長6年を目途とする。 ② ①以外の者 6年以上、最長9年を目途とする。 |
| 義務教育課 | 教育については、経費面での圧縮を考えるよりも新しいカリキュラムを取り入れ、推進することを重視されたい。 GIGAスクール構想の推進により、児童生徒全員にタブレット・パソコンを配置されるが、学校現場においても、タブレット等を活用して紙媒体の配布物をできるだけなくすようペーパーレス化に努められたい。また、情報教育担当の教職員のスキルの充実に努められたい。 | 学校再編と保幼小中一貫教育を進めるため、令和8年に東西に義務教育学校の設置を目指し、令和4年に東能勢小中一貫校を設置し、新たなカリキュラムのもと、教育の改革を行います。豊能町を誇りに思う子ども達の育成のため、豊能町の風土や歴史、自然などを盛り込んだ新たな教科「とよの未来科」を創設していきます。 GIGAスクール構想のもと、児童生徒一人一人に配布するタブレット端末は、教職員が授業を進める手段の一つとして活用するものであり、児童生徒の学習意欲や好奇心を向上させ、教育の質を上げていくものです。しかし、授業に支障のない範囲では、ペーパーレス化に取り組みたいと考えています。今後、教職員によるICT機器の活用は重要視されるので、教職員研修等の一環でICT機器活用スキルの向上に努めていきます。 |
| 生涯学習課 | 生涯学習課所管施設(ユーベルホール、西公民館、中央公民館等)については、各施設の耐用年数の課題もあるが、現施設の有効活用を前提とするならば、受付業務から施設維持管理、使用料徴収までの一連の業務を個別施設ごとではなく、スケールメリットが働くように一括して指定管理を検討されたい。 | 現在、ユーベルホール・図書館・西公民館及び中央公民館においては、生涯学習施設一括管理業務により、自家用電気工作物・空調・消防設備・自動ドアの保守点検及び除草・剪定などを一括して契約しています。今後につきましては、設置される公共施設再編検討委員会において、町の人口推移、施設の将来的な利用状況、町の財政負担等を考慮しながら、施設の再編について検討される予定ですので、その結果を踏まえ、効率的な施設運営を図るため、運営方法についても検討していきたいと考えています。 |